

カード規定等 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
ⅠＣカード規定 1. (カードの利用) (1) (省略) ①～② (省略) ③ 当組合、(削除)提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。)を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合 ④～⑥ (省略) 2～17 (省略) 18. (規定の適用) (1) (省略) (2) <u>この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u> (3) 前項によるこの規定の変更は、<u>変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日</u>から適用されるものとします。 以 上 <u>(令和2年4月1日現在)</u>	ⅠＣカード規定 1. (カードの利用) (1) (同左) ①～② (同左) ③ 当組合、<u>一部の</u>提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。)を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合 ④～⑥ (同左) 2～17 (同左) 18. (規定の適用) (1) (同左) (2) <u>(追加)</u>この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u> (3) 前項 <u>(追加)</u>の変更は、<u>(追加)</u>公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。 以 上 <u>(追加)</u>